

## 中国における商標出願手続の注意点



北京銀龍知識産権代理有限公司

傅 文浩  
商標部 副部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国の高校を卒業後2003年来日し、日本の大学の法学部に入学した。当時、模倣品が非常に問題視されていたことから知財に興味を持ち、大学・大学院では主に日本の知的財産法を中心に学んだ。その後、2011年に中国へ帰国し、北京銀龍に入社した。現在、主に日本からの中国商標関連業務を中心に担当している。

### 【概要】

中国はパリ条約、TRIPS協定、マドリッド協定議定書（マドプロ）などの国際条約に加盟しているため、商標法に関する基本的な考え方は日本と同じである。しかし、実際の手続等異なっている箇所も少なくないため、注意が必要である。本稿では、中国において商標出願手続を行う際に注意が必要な点を解説する。

### 【詳細及び留意点】

#### 1. 標章について

##### ①記号に関する注意点

TM、®、©などを含めてはならない。TM、®、©などのマークは、商標、登録商標、著作権を表すので、独占してはならず、特に、®（登録商標マーク）は、中国本土における登録商標のみに使用できるマークであるため、出願段階の商標に使用することはできない。

##### ②日本の漢字に関する注意点

日本と中国では漢字に違いがあるため、出願時に、日本の漢字であることを明示するのがよいと考える。明示しない場合、誤字と判断され、補正命令が出る可能性が高い。

### ③ローマ字に関する注意点

中国の場合、ローマ字の商標は、漢字との間で、外観、称呼、観念のいずれの面においても異なるため、互いに関連性がなく、非類似と判断するのが基本である。

### ④ひらがな、カタカナに関する注意点

中国の場合、ひらがな、カタカナは、図形として判断されるが、その観念を出願時に説明しない場合、補正命令が出される可能性が高いため、注意が必要である。

また、ひらがな、カタカナ、漢字は、中国では、基本的に、日本と異なり、称呼、観念において互いに関連性を有しないと判断されるので、ひらがな、カタカナ、漢字のすべてについて出願を検討する必要がある。

### ⑤図形商標に関する注意点

中国において、公序良俗に反する図形、例えば、「どくろ」を含むような商標の出願には、注意が必要である。

### ⑥商標全般に関する注意点

日本から商標出願をする際、ひらがな、カタカナ、漢字、およびローマ字のうちのどのタイプを選択するべきかを検討する必要がある。また、中国の消費者の認識レベルから考えると、中国語の商標が最も認識されやすい。このような状況の下、例えば、ローマ字のみの商標の場合、さらに中国語の商標の出願も行うというケースは少ないという印象が強いが、中国の消費者は、中国語で読んだり、漢字の愛称を付けたりすることが多いため、中国語の商標の出願をするべきかどうか検討することも必要である。

歴史上の人物、宗教、政治における有名人などの氏名を含む出願は拒絶理由に該当するので、注意が必要である。

日本の地名を含む商標の場合、拒絶理由に該当すると判断される可能性が高いが、出願人の所在地と同一の地名であれば、現在では不服審判によって権利化できる可能性がある。。出願時に事情説明書を作成して提出していたかについて注意する必要がある。

会社の正式名称については、現在、識別力欠如と判断されているため、出願商標としてどのような態様で出願するのかについて十分な検討が必要である。

## 2. 指定商品・役務について

### ①中国で認められない商品・役務

中国では、中国刑法 303 条に賭博罪が定められており、カジノなど賭博に関連する商品が存在しないので、注意が必要である。

また、小売または卸売役務について、中国独自の考え方があるので、事前の確認や、注意が必要である。

### ②中国で認められる余地がある商品・役務

「類似商品および役務区分表」に記載されている商品を指定して出願することが多い。そこに記載されていない商品・役務を指定することが可能であるが、指定商品の書き方などには注意が必要である。

## 3. 出願人の情報について

### ①出願人の名義に関する注意点

出願人の名義は、中国語に翻訳したものを用いなければならない。社名にアルファベット、数字などを含む場合、既に中国で登録商標を所有している場合には、当該出願人名義で出願することは認められるが、それ以外の場合、漢字に直さなければ補正命令が出る可能性がある。

外国出願人の場合、中国語での社名を自由に決めることができるので、中国語の社名のみを変更したい場合、名義変更手続を行えばよい。

### ②出願人の住所に関する注意点

出願人の住所には、中国語の漢字、アルファベット、数字を使うことができるが、ひらがな、カタカナを使うことができない点に注意が必要である。

住所に使用する中国漢字にも注意が必要である。例えば、日本の「渋谷区」を中国語に翻訳する場合、正しくは、「澀谷区」であるが、「涉谷区」と間違えてしまうケースが少なくない。このため、日本の出願人は中国の代理人に、中国当局に提出する前の出願書類を確認するように依頼するとよい。

#### 4. 提出書類について

##### ①会社登記簿謄本に関する注意点

日本の企業が中国へ出願する場合、会社の登記簿謄本およびその中国語訳文を提出しなければならない。

会社登記簿謄本の効力については、そこに記載された社名および住所が出願書類のものと一致していれば、その発行日から3か月以上経過したものでも用いることができる。ただし、当局の捺印がない場合、法的効力を有しないものと判断され、商標権に支障を与えるおそれがある。

会社登記簿謄本には、現在事項一部証明書、現在事項全部証明書、履歴事項一部証明書、履歴事項全部証明書などが存在するが、社名、住所、目的、役員の情報を含むものを提出する必要がある。

会社登記簿謄本は中国語に翻訳しなければならない。中国語への翻訳について、実務上では、会社登記簿謄本の内容の一部を翻訳せずに省略することもできるが、後に商標権の瑕疵になりかねないので、注意が必要である。

同一出願人が同時に複数の商標登録出願を行う場合、会社登記簿謄本およびその翻訳文を1部のみ提出すればよい。

##### ②委任状に関する注意点

中国の商標法制度には、「包括委任状」が設けられていない。よって、案件ごとに委任状を作成し、提出することが原則である。

一方、電子出願、電子手続の普及により、一部の手続を除き、委任状の原本を当局に提出するということがほとんどない。電子データは、簡単に編集することができるので、権利者または出願人としては、委任状の電子データの取り扱いについて

十分に注意が必要である。例えば、事前に委任状の取り扱いに関する約束を決めること、委任状に和訳を付けること、委託権限を最小限にすることなどが考えられる。

## 5. まとめ

外国での出願であるため、日本の感覚で臨むと危険な場合がある。特に、商標法に関する考え方に関し、中国はパリ条約、TRIPS 協定、マドリッド協定議定書（マドプロ）などの国際条約に加盟しているため、基本的な考え方は同じであるが、実際の手続や流れが異なっている箇所も少なくない。以下に中国商標出願のフローチャートを示す（図 1）。

一方、中国の場合、改革開放以来、国の法治レベルも随分向上してきているので、中国の状況について理解を深めた上で、権利を取得し、ビジネスを展開すれば、中国は、日本にとって大きな市場となる可能性が高い。

よって、商標出願の前に、現地代理人と十分に検討の上、手続を行うことを勧める。

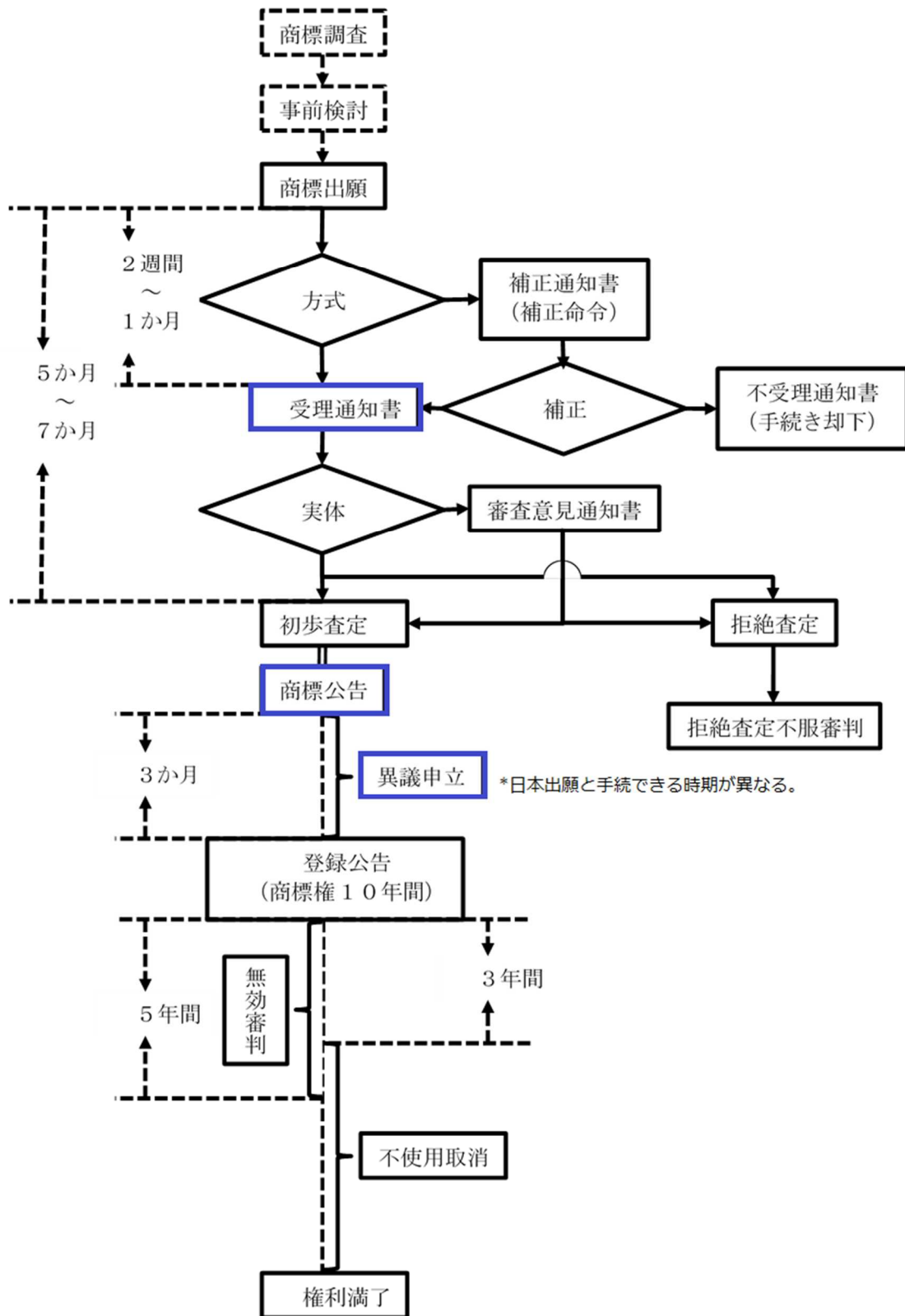


図 1：中国商標出願のフローチャート（青枠は日本の商標出願と異なる手続）

## 【ソース】

中国商標法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)